

嬉野市新庁舎建設検討委員会設置条例

(設置)

第1条 嬉野市新庁舎の建設に当たり、新庁舎に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行うため、嬉野市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 新庁舎建設の基本計画及び基本設計に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 建築に関する資格を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から第2条に定める市長への報告が終了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嬉野市庁舎のあり方検討委員会条例の廃止)

2 嬉野市庁舎のあり方検討委員会条例（平成31年嬉野市条例第1号）は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後、最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

4 この条例は、第2条に定める市長への報告が終了する日限り、その効力を失う。